

令和2年度



# 新しい生活様式に対応した 家具開発補助金のご案内

【募集期間】 令和2年7月31日（金）～令和2年8月26日（水）

【締切】 令和2年8月26日（水） 17時

旭川市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた家具・木製品製造業の振興を図るため、市内の家具・木製品製造事業者が新しい生活様式に対応した家具開発に取り組む事業に要する経費を補助します。

市内の家具・木製品製造事業者が新しい生活様式  
に対応した家具開発に取り組む事業を公募します。

〈補助金上限額〉 最大100万円

〈補助率〉 4 / 5

〈補助対象期間〉

令和2年4月1日から令和3年2月28日まで

〈補助対象〉

市内の家具・木製品製造事業者が新しい生活様式に対応した家具開発  
に取り組む事業を対象。

補助金の申請・お問合せ先

〈詳細は裏面を参照ください〉

旭川市 経済部 産業振興課  
〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階)  
TEL 65-7047 / FAX 65-7048  
E-mail sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

## 対象事業者

- ①市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者
  - ②市内に事務所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が中小企業者であること。  
※中小企業者、中小企業団体の定めについてはお問い合わせいただくか「新しい生活様式に対応した家具開発補助金募集要領」をご覧くださいませよう願いたします。
  - ③市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主
- ※いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とします。

## 対象経費

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 直接人件費        | (3) 委託費        |
| (2) 事業費          | (4) その他補助事業の実施 |
| ①旅費交通費 ②会議費      | に当たり市長が特に認     |
| ③謝金 ④備品費（借料及び損料） | める経費           |
| ⑤消耗品費 ⑥外注費       |                |
| ⑦その他諸経費          |                |

※対象経費については補助対象期間（R2.4.1～R3.2.28）に支払ったものが対象となります。事業終了後の補助金額の確定時には領収書等の支出を証する書類が必要となります。

## 補助対象者決定

プレゼンテーションを含むヒアリングは実施せず、審査会で申請書による書面審査により補助対象者を決定し、通知します。

## 申請書等の配布及びお問合せ

旭川市 経済部 産業振興課  
（旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階）へ御持参ください。  
申請書を持参される場合は、あらかじめ産業振興課へ御連絡ください。

※応募要領、申請書は産業振興課のホームページでもダウンロードできます。  
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/d071280.html>



旭川市 HP